

少年指導委員運営規程

北海道公安委員会規程第3号

平成18年5月19日

改正 平成27年3月13日公安委員会規程第1号

少年指導委員運営規程を次のように定める。

少年指導委員運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号（以下「法」という。））及び少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号（以下「規則」という。））の規定に基づき、北海道公安委員会が委嘱する少年指導委員の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(活動区域及び人員)

第2条 規則第2条第1項に規定する少年指導委員の活動区域及び活動区域ごとの少年指導委員の人員は、別表のとおりとする。

(委嘱)

第3条 法第38条第1項に規定する少年指導委員の委嘱は、前条の活動区域ごとに、活動区域を包括する市区町村に居住又は勤務先を有し、当該活動区域を管轄する警察署長から推薦があった者のうちからこれを行うものとする。

2 前項の委嘱は、委嘱状（別記第1号様式）を交付して行う。

3 規則第2条第2項に規定する委嘱した少年指導委員の関係住民への周知は、公安委員会告示をもって行うものとする。

(身分証明書)

第4条 少年指導委員は、その活動を行うに当たっては、その身分を示す証明書（別記第2号様式）を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(解嘱)

第5条 法第38条第6項に規定する少年指導委員の解嘱は、活動区域を管轄する警察署長から解嘱事由に該当するとして具申を受けたものについて行う。

2 少年指導委員の解嘱は、解嘱通知書（別記第3号様式）により行う。

3 規則第8条に規定する少年指導委員に対する弁明の機会の付与は、弁明の期日及び場所を通知書（別記第4号様式）により期日の14日前までに通知するものとする。

(立入り)

第6条 法第38条の2第2項に規定する少年指導委員に対する立入りの指示は、立入り指示書（別記第5号様式）により行うものとする。

2 法第38条の2第3項に規定する少年指導委員の立入りの結果報告は、立入り結果報告書（別記第6号様式）により行うものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のため必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年北海道公安委員会規程第1号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

活動区域	人員
札幌方面中央警察署の管轄区域	29名
札幌方面東警察署の管轄区域	10名
札幌方面西警察署の管轄区域	15名
札幌方面南警察署の管轄区域	7名
札幌方面北警察署の管轄区域	14名
札幌方面白石警察署の管轄区域	12名
札幌方面豊平警察署の管轄区域	12名
札幌方面千歳警察署の管轄区域	8名
札幌方面岩見沢警察署の管轄区域	5名
札幌方面滝川警察署の管轄区域	6名
札幌方面小樽警察署の管轄区域	14名
札幌方面室蘭警察署の管轄区域	16名
札幌方面苫小牧警察署の管轄区域	17名

別記様式省略